

集団的個別指導及び個別指導の選定の概要について

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対する指導等については、健康保険法第73条の規定に基づき実施されているが、その詳細については、指導大綱、指導大綱実施要領等に定められている。

1 集団的個別指導とは

保険医療機関等の機能、診療科等を基準とする類型区分（下記（5）参照）に応じて、診療（調剤）報酬明細書（以下「レセプト」という。）の1件当たりの平均点数が高い保険医療機関等を一定の場所に集めて講義形式等で行う指導である。

（1）指導対象となる保険医療機関等とは

レセプト1件当たりの平均点数が次の都道府県の平均点数の一定割合を超えるもの

- ・ 医科大学病院の場合は1.1倍
- ・ 医科大学診療所、歯科病院及び歯科診療所、薬局の場合は1.2倍

かつ、

- ・ 前年度及び前々年度に集団的個別指導又は個別指導を受けた保険医療機関等を除き、類型区分（下記（5）参照）ごとの保険医療機関等の総数の上位より概ね8%の範囲のものが対象となる。

(2) 使用する基礎データとは

社会保険診療報酬支払基金及び都道府県国民健康保険団体連合会で管理されている保険医療機関等ごとのデータ

(3) 算出に使用するレセプトの種類とは

社会保険、国民健康保険の一般分及び後期高齢者分

(4) レセプト1件当たりの平均点数の算出方法とは

類型区分(下記(5)参照)ごとに、保険医療機関等のレセプトの総点数をレセプトの総件数で除したもの。

(5) 類型区分とは

《病院：3区分(入院データ)》

- ①一般病院 ②精神病院 ③臨床研修指定病院・大学附属病院・特定機能病院

《医科診療所：12区分(入院外データ)》

- ① 内科(下記②、③の区分に該当するものを除き、呼吸器科、消化器科(胃腸科を含む。)、循環器科、アレルギー科、リウマチ科を含む。)
- ② 内科(下記③の区分に該当するものを除き、在宅療養支援診療所に係る届出を行っているもの。)
- ③ 内科(主として人工透析を行うもの(内科以外で、主として人工透析を行うものを含む。))
- ④ 精神・神経科(神経内科、心療内科を含む。)
- ⑤ 小児科
- ⑥ 外科(呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、こう門科、麻酔科、形成外科、美容外科を含む。)
- ⑦ 整形外科(理学療法科、リハビリテーション科、放射線科を含む。)
- ⑧ 皮膚科
- ⑨ 泌尿器科(性病科を含む。)
- ⑩ 産婦人科(産科、婦人科を含む。)
- ⑪ 眼科
- ⑫ 耳鼻いんこう科(気管食道科を含む。)

《歯科診療所及び薬局》

それぞれ1区分

2 個別指導とは

診療報酬請求等に関する情報提供があった場合、個別指導を実施したが改善が見られない場合、集团的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当(※)する場合等に、保険医療機関等を一定の場所に集める等して個別面談方式により行う指導である。

また、個別指導の実施件数については、医科、歯科及び薬局ごとの類型区分ごとに全保険医療機関等の4%程度を実施することとしている。

※ 高点数保険医療機関等に該当する保険医療機関等とは、翌年度の実績において、集团的個別指導を受けたグループ内の保険医療機関等の数の上位より概ね半数以上である保険医療機関等を指す。

※ 令和3年度は、高点数保険医療機関等に該当する場合による個別指導は実施しない。